

衛生だより

中央家畜保健衛生所

千葉 〒262-0011 千葉市花見川区三角町656

Tel: 043-250-4141（夜間・休日対応）

Fax: 043-286-0090

獣医師免許をお持ちの皆様へ

令和6年12月31日現在の状況を届け出てください

- ・ 獣医師には、獣医師法第22条に基づく2年ごとの届出が義務付けられています。
- ・ 今年度より、**原則として、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）によるオンラインでの届出をお願いいたします。**
- ・ 届出期間は令和7年1月1日から1月31日までです。

届出方法や届出様式は以下に掲載しています

👉 **農林水産省HP**：『獣医師免許をお持ちの皆様へ（獣医師法第22条の届出）』

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>

👉 **千葉県庁HP**：『獣医師法第22条の届出』

<http://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/tetsuzuki/700/zyuishi22zyou.html>

オンラインでの届出が困難かつ 千葉県にお住まいの方の書類提出先

〒260 - 8667 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県庁本庁舎 18階

千葉県 農林水産部 畜産課 家畜衛生対策室 獣医事担当あて

.....
窓口へ提出か、郵送にて、**2部（A4両面印刷）** 届け出てください

問合わせ先 TEL：043-223-2938

- ◆ 獣医師免許をお持ちの方は、現在獣医師として働いていない場合も届出が必要です。
- ◆ 集計結果は獣医師の分布、就業状況、移動状況を的確に把握するために利用されています。

関係法令を遵守しましょう！

令和6年11月1日から、自転車の酒気帯び運転の罰則が強化されました。

獣医師が飲酒運転等の罰金以上の刑に処せられた場合、獣医師法に基づく免許の取消又は業務の停止といった行政処分も併せて講じられます。